

和束町新規開発地域製品の事業化支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、魅力ある地域づくりを推進するため、地域資源を活かしたオリジナルな地域産品を開発し、主たる工程（生産・加工）を町内で行いその事業化を図ることにより、新規雇用につなげるとともに、和束町の地域活性化に寄与する事業を行う者に対して、予算の範囲内において和束町新規開発地域産品の事業化支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、和束町補助金等の交付に関する規則（平成26年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 和束町在住の農家、町内に事業所を有する企業並びに概ね5人以上の者で組織し、町内に在住又は勤務する者を主たる構成員としている団体（以下「団体等」という。）
- (2) 町税等町に対する債務を滞納していない団体等
- (3) 国、府、財団等から同一事業に対する助成を受けていない団体等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 前2号に掲げる者を構成員とする者

3 その他町長が補助の対象として適当ではないと認める者

(補助対象事業)

第3条 当該補助金等の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1条に定める目的に沿って実施される事業で、次の各号に全て該当するものとする。

- (1) オリジナル性の高い差別化された新産品を開発すること。
- (2) 開発した商品の主たる工程（生産・加工）を町内で行うこと。
- (3) 和束町産若しくは和束町ならではの地域資源を活かした商品であること。
- (4) 補助対象事業の属する年度の3月10日までに事業を完了すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは補助対象事業としない。

- (1) 政治、宗教又は選挙に関する活動
- (2) 施設等の建設及び整備を主たる目的とするもの
- (3) 事業実施を伴わない調査又は政策の提案
- (4) 国、府、市町村及びそれらの外郭団体から当該事業に関する助成を受けているもの
- (5) 公序良俗に反するもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 前条に規定する補助対象経費に対する補助金の額は、事業に要する補助対象経費の3/4以内、機械装置・備品購入に要する分は1/2以内に相当する額とする。ただし、算定した額に

千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、申請にあたっては一団体あたり一事業までとする。

2 前項に規定する補助金の額は、75万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとするときは、和束町新規開発地域産品の事業化支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 町税の滞納がないことを証明する書類(町長が認める場合を除く。)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、和束町新規開発地域産品の事業化支援補助金交付(却下)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付することができる。

(変更の申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、和束町新規開発地域産品の事業化支援補助金変更承認申請書(様式第3号)に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その変更を承認したときは、和束町新規開発地域産品の事業化支援補助金変更承認通知書(様式第4号)により、当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を超えない日又は事業の完了日が属する年度の3月10日のいずれか早い日までに規則第14条の規定により、和束町新規開発地域産品の事業化支援補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業の実施状況が確認できる写真及び成果品の写真
- (4) 領収書等の写し又は支払を証明する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであると認めるときは、補助金の額を確定し、和束町新規開発地域産品の事業化支援補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、和東町新規開発地域産品の事業化支援補助金交付請求書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第 12 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 法令又はこの要綱若しくは町長の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第 2 条第 2 項各号のいずれかに該当したとき。

2 その他、町長が取消しの必要があると認める場合

(取得財産の管理)

第 13 条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について和東町新規開発地域産品の事業化支援補助金取得財産管理台帳（様式第 8 号）を備え管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第 14 条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を町長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額（加算金又は延滞金を納付しなければならない場合はそれらの額を含む。）を町に納付した場合又は町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(事業化の報告)

第 15 条 補助事業者は、補助対象期間が終了した年度以降 3 年間、毎年度終了後 20 日以内に、当該補助対象事業に係る過去 1 年間の事業化の状況について、和東町新規開発地域産品の事業化支援補助金事業化報告書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

対象経費

補助事業に直接関係する次に掲げる経費のうち、町長が必要かつ適当と認める経費

経費区分	補助対象経費	補助率
謝金	専門家のアドバイスを受けるために必要な謝金 大学等と協働する場合、研究に要する人員への謝金も認める。	3 / 4 以内
旅費	専門家の招聘に要する交通費 * 2 名分を上限とし、宿泊費は補助対象外とする。	
消耗品費	補助対象事業遂行に必要な消耗品 * 試供品の提供及び販売につながる経費は除く。	
原材料費	補助対象事業遂行に必要な主要原料、主要材料、資材の購入に要する経費 * 試作にかかる経費のみとし、試供品の提供及び販売につながる経費は除く。	
委託料	補助対象事業者が、自社内で加工・製作することが困難な部材・組立等に係る外部委託に要する経費 * 補助対象事業の核となる要素（製造・加工）は、補助対象事業者が町内で行うものとする。 * パッケージデザイン料は補助対象外 試験検査等の委託経費 * 外注・委託による成果物が、補助対象事業者に帰属しない場合は補助対象外とする。 大学等研究機関との共同研究委託料 * 契約期間のうち、対象期間分のみ補助対象とする。	
機械装置・備品購入費	新商品の開発に必要な機械装置及び備品の購入費・リース料等。但し、機械装置・備品購入費に係る補助対象経費は 100 万円を上限とする。 * 上記と一体的に発注する機械装置等の設計費を含む。但し、事業実施に必要不可欠な機能・規模と認められるものに限る。 * 汎用性があり、目的外使用になり得るものを除く。 * 備品は一個又は一式あたり 5 万円以上のものを対象とする。 * リース料は、対象期間分のみ補助対象とする。	1 / 2 以内

* 1 消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除外して算定すること。

* 2 他の補助金、助成金等の交付を受けている経費は補助対象にならない。